

那覇市公報

第 1 6 4 6 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 687

◇規 則◇

○那覇市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則（健康増進課）
…………… 688

◇告 示◇

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 690

○平成26年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の
公表について（総務課）…………… 692

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 692

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 694

○平成27年（2015年）6月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 695

○平成26年度下半期那覇市の財政（平成27年3月31日現在）（財政課）…………… 696

○平成27年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（ちゃーがんじゅう課）…………… 712

◇公 告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）
…………… 714

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）
…………… 715

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	716
○農連市場地区防災街区整備事業の事業計画の縦覧について（市街地整備課）	716

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	717
-------------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○平成 26 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）	718
--	-----

◇福祉事務所長訓令◇

○那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令	728
---------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1636 号の正誤	729
-------------------------	-----

条 例

那覇市条例第33号

平成27年5月21日

公 布 済

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 〔略〕	(保険料率) 第6条 〔略〕 <u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者につ</u> <u>いての保険料の減額賦課に係る平成27</u> <u>年度から平成29年度までの各年度にお</u> <u>ける保険料率は、同号の規定にかかわら</u> <u>ず、33,204円とする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

規 則

那覇市規則第26号

平成27年5月21日

公 布 済

那覇市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

那覇市予防接種健康被害調査委員会規則(昭和52年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) <u>第3条 委員会は、委員8人で組織する。</u> <u>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</u> <u>(1) 那覇市医師会が推薦する医師 4人</u> <u>(2) 関係行政機関の医師 3人</u> <u>(3) 市職員 1人</u> (任期) 第4条 [略] 2 [略] (会議) 第6条 [略] 2 [略] 3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。 4 委員会の議事は、<u>出席委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (職務上の義務) 第7条 <u>委員及び関係職員</u>は、委員会で職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。	(組織) <u>第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。</u> <u>2 委員は、予防接種に関する専門知識又は経験を有する医師のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。</u> <u>4 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。</u> (任期) 第4条 [略] 2 [略] <u>3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項の調査審議が終了するまでの間とする。</u> (会議) 第6条 [略] 2 [略] 3 委員会は、委員(<u>議事に関係する臨時委員を含む。次項及び次条において同じ。</u>)の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。 4 委員会の議事は、<u>出席した委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (職務上の義務) 第7条 委員は、委員会で職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
備考	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 121 号
平成 27 年 5 月 18 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年5月15日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健康部特定健診課 電話 2526
業 務 の 名 称	・特定健診受診対象者決定
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年4月から随時
目的外利用等をする 個人情報の内容	親子健康手帳交付申請に基づく個人データ ①個人コード ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤申請年月日
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	根拠条項：那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項1) 根拠法令： ・高齢者の医療の確保に関する法律第20条 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項 ・厚生労働省告示第三号 特定健診受診対象者を決定する際、特定健診実施対象外となる 妊産婦を特定するため。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	健康部特定健診課
所 管 部 課	健康部地域保健課

那覇市告示第 122 号

平成 27 年 5 月 18 日

掲 示 済

平成 26 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について

那覇市情報公開条例第 32 条及び那覇市個人情報保護条例第 25 条の規定に基づき、平成 26 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

（別紙略）※なお、別紙は市政情報センターにて閲覧可能

那覇市告示第 128 号

平成 27 年 5 月 25 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 5月21日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	福祉部 保護管理課長 電話 098-861-5193
業 務 の 名 称	生活保護業務（第三者行為求償事務）
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成27年 5月21日から 随時
目的外利用等をす る個人情報の内容	平成27年2月1日分以降の消防局所管の救急搬送記録のうち、 ①搬送者氏名、②搬送者住所（那覇市在住者のみ）、③搬送者性別、 ④搬送者生年月日、⑤搬送先医療機関、⑥搬送年月日、 ⑦事故種別（交通事故・加害） （那覇市内在住・全年齢対象）
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	平成 26 年 7 月 1 日の生活保護法の一部改正施行により、生活保護法第 76 条の 2 の規定が施行され、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときは、生活保護の公費負担者は、その支弁した保護費の限度において被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得することになった。 そのため、医療扶助・介護扶助について、第三者行為によるものの把握がこれまで以上に必要となっているため。（医療扶助については、上記情報取得後、レセプトデータと突合実施） 目的外利用の根拠 条例第9条第1項第5号に該当（審議会承認類型事項1）
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	福祉部 保護管理課
所 管 部 課	消防局 救急課

那覇市告示第 136 号
平成 27 年 5 月 28 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名 称 首里崎山ハイツ自治会
- 2 事務所の所在地 那覇市首里金城町 4 丁目 18 番地 3
- 3 変更があった事項及び内容
 - （1）代表者の変更
変更前の代表者の氏名及び住所
氏名 上間 優
住所 那覇市首里金城町 4 丁目 35 番地 5
変更後の代表者の氏名及び住所
氏名 高嶺 朝昭
住所 那覇市首里崎山町 4 丁目 74 番地
 - （2）事務所所在地の変更
変更前の事務所所在地
住所 那覇市首里金城町 4 丁目 35 番地 5
変更後の事務所所在地
住所 那覇市首里金城町 4 丁目 18 番 3

那覇市告示第 151 号
平成 27 年 6 月 5 日
掲 示 済

平成 27 年（2015 年）6 月那覇市議会定例会の招集について

平成 27 年（2015 年）6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 6 月 15 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 156 号

平成 27 年 6 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度下半期那覇市の財政（平成 27 年 3 月 31 日現在）

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率
(1) 一般会計		150,589,712	61,441,844	64,262,831	125,704,675	83.5%
			51,511,555	71,662,182	123,173,737	81.8%
(2) 特別会計		78,272,832	25,189,660	33,448,043	58,637,703	74.9%
			33,605,192	35,215,167	68,820,359	87.9%
内 訳	土 地 区 画 整理事業	1,159,120	117,903	1,037,964	1,155,867	99.7%
			117,310	960,748	1,078,058	93.0%
	国 民 健 康 保険事業	48,637,968	14,549,489	17,171,391	31,720,880	65.2%
			23,137,816	21,047,524	44,185,340	90.8%
	市 街 地 再 開発事業	2,190,098	1,376	303,916	305,292	13.9%
			84,690	98,748	183,438	8.4%
	介 護 保 険 事業	22,914,457	9,248,962	12,942,512	22,191,474	96.8%
			8,893,052	11,396,892	20,289,944	88.5%
	後 期 高 齢 者医療	2,976,876	1,047,280	1,832,127	2,879,407	96.7%
			1,200,424	1,504,748	2,705,172	90.9%
	病 院 事 業 債管理	293,504	146,811	146,692	293,503	100.0%
			146,811	146,692	293,503	100.0%
	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸付事業	100,809	77,839	13,441	91,280	90.5%
			25,089	59,815	84,904	84.2%
合 計 (1) + (2)		228,862,544	86,631,504	97,710,874	184,342,378	80.5%
			85,116,747	106,877,349	191,994,096	83.9%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位:千円)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	43,865,195	24,712,990	18,471,335	43,184,325	98.4%
地方譲与税	673,650	229,600	436,438	666,038	98.9%
地方交付税	13,873,889	9,400,688	4,412,886	13,813,574	99.6%
分担金及び負担金	1,794,423	830,241	871,724	1,701,965	94.8%
使用料及び手数料	2,993,529	1,376,852	1,504,861	2,881,713	96.3%
国庫支出金	38,969,157	15,507,720	18,239,428	33,747,148	86.6%
県支出金	20,483,076	1,168,247	9,755,480	10,923,727	53.3%
繰入金	2,969,720	0	2,960,838	2,960,838	99.7%
繰越金	3,576,110	3,576,111	0	3,576,111	100.0%
諸収入	1,963,741	665,535	857,689	1,523,224	77.6%
市債	14,594,419	1,160,290	4,916,343	6,076,633	41.6%
その他	4,832,803	2,813,570	1,835,809	4,649,379	96.2%
合 計	150,589,712	61,441,844	64,262,831	125,704,675	83.5%

歳 出

(単位:千円)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	830,885	437,228	370,682	807,910	97.2%
総務費	10,034,028	2,870,174	5,395,395	8,265,569	82.4%
民生費	68,703,662	25,637,632	34,523,414	60,161,046	87.6%
衛生費	9,152,143	3,611,099	4,256,298	7,867,397	86.0%
労働費	161,021	63,925	43,714	107,639	66.8%
農林水産業費	148,577	40,466	89,162	129,628	87.2%
商工費	2,064,652	615,563	613,018	1,228,581	59.5%
土木費	25,485,214	4,368,123	11,092,477	15,460,600	60.7%
消防費	4,836,473	1,323,702	1,936,417	3,260,119	67.4%
教育費	15,001,198	5,040,962	6,741,172	11,782,134	78.5%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	14,132,413	7,502,679	6,600,435	14,103,114	99.8%
その他	39,442	0	1	1	0.0%
合 計	150,589,712	51,511,555	71,662,182	123,173,737	81.8%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	2,871,140 m ²
②建物（学校、図書館など）	1,101,820 m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	18,311,251 千円
④有価証券（株券）	3,625,811 千円

4 一時借入金の現在額

6,563,000 千円

5 市債残高（一般会計・特別会計）

（単位：千円）

借 入 先	一般会計	母子寡婦福祉 資金貸付事業 特別会計	市街地再開発 事業特別会計	合計
財政融資資金	68,352,444		1,589,380	69,941,824
簡易生命保険資金	11,484,621			11,484,621
郵便貯金資金	813,125			813,125
地方公共団体金融 機構	23,636,296			23,636,296
国の予算貸付等	366,467	52,800	154,720	573,987
市中銀行	17,814,127			17,814,127
その他の金融機関	966,028			966,028
共済等	5,940,374		199,364	6,139,738
その他	279,049			279,049
合 計	129,625,531	52,800	1,943,464	131,648,795

※その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成27年3月31日現在人口 322,581人（外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 466,827円

市民1人当たり市税負担額 135,982円

（単位：円）

1人当たり行政経費	466,827
議会費	2,576
総務費	31,105
民生費	212,981
衛生費	28,372
労働費	499
農林水産業費	461
商工費	6,400
土木費	79,004
消防費	14,993
教育費	46,504
災害復旧費	0
公債費	43,810
その他	122

7 平成 26 年度予算総括表

(単位 : 千円)

会 計 別		平成 26 年度 当初予算	平成 25 年度 当初予算	増減額	平成 26 年度対 前年度 増減率	平成 25 年度対 前年度 増減率
一般会計		140,456,000	128,088,000	12,368,000	9.7%	2.0%
特別会計		73,549,048	68,679,965	4,869,083	7.1%	2.7%
内 訳	土地区画整理事業	1,165,734	571,319	594,415	104.0%	△63.3%
	国民健康保険事業	44,085,621	43,370,585	715,036	1.6%	3.3%
	市街地再開発事業	2,391,394	349,686	2,041,708	583.9%	130.3%
	介護保険事業	22,596,042	21,222,109	1,373,933	6.5%	4.3%
	後期高齢者医療	2,906,706	2,815,884	90,822	3.2%	7.3%
	病院事業債管理	295,793	269,891	25,902	9.6%	23.8%
	母子寡婦福祉資金 貸付事業	107,758	80,491	27,267	33.9%	皆増
合 計		214,005,048	196,767,965	17,237,083	8.8%	2.2%

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成27年3月31日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	320,583
給水戸数	戸	155,728
給水栓数	栓	99,979
総配水量	m ³	38,613,673
一日平均配水量	m ³	105,791
一日最大配水量	m ³	119,370
有収水量	m ³	36,866,895
有収率	%	95.48

水道料金調定・収納状況

平成27年3月31日現在（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
7,256,362,000	7,298,353,352	6,084,644,001	83.37	1,213,709,351

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業収益	8,174,824,000	3,613,240,170	44.20%	4,607,767,740	56.36%	8,221,007,910	100.56%	
	第1項 営業収益	7,617,073,000	3,561,633,380	46.76%	4,090,445,814	53.70%	7,652,079,194	100.46%	
	第2項 営業外収益	557,741,000	51,595,907	9.25%	517,321,926	92.75%	568,917,833	102.00%	
	第3項 特別利益	10,000	10,883	108.83%	0	0.00%	10,883	108.83%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業費用	7,593,496,000	3,223,022,661	42.44%	4,327,942,730	57.00%	7,550,965,391	99.44%	
	第1項 営業費用	7,061,959,000	2,903,795,779	41.12%	4,126,960,782	58.44%	7,030,756,561	99.56%	
	第2項 営業外費用	246,852,000	50,228,434	20.35%	196,621,374	79.65%	246,849,808	100.00%	
	第3項 特別損失	277,231,000	268,998,448	97.03%	4,360,574	1.57%	273,359,022	98.60%	
	第4項 予備費	7,454,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的収入	325,175,000	71,090,000	27.97%	250,989,600	98.78%	322,069,600	126.75%	
	第1項 補助金	216,000,000	0	0.00%	216,000,000	100.00%	216,000,000	100.00%	
	第2項 他会計負担金	8,863,000	0	0.00%	8,781,000	99.07%	8,781,000	99.07%	
	第3項 出資金	71,080,000	71,080,000	100.00%	0	0.00%	71,080,000	100.00%	
	第4項 その他資本的収入	17,000,000	0	0.00%	13,976,000	82.21%	13,976,000	82.21%	
	第5項 他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的支出	1,194,685,600	284,284,508	23.80%	890,220,065	73.67%	1,164,504,573	97.47%	
	第1項 建設改良費	831,159,600	159,605,872	19.20%	646,716,796	77.81%	806,322,668	97.01%	
	第2項 企業債償還金	251,559,000	124,678,636	49.56%	126,880,019	50.44%	251,558,655	100.00%	
	第3項 その他資本的支出	6,967,000	0	0.00%	6,966,250	99.99%	6,966,250	99.99%	
	第4項 投資	100,000,000	0	0.00%	99,657,000	99.66%	99,657,000	99.66%	
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成26年度損益計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：円）

1 営 業 収 益	（上半期）	（下半期）	（年間計）	
(1) 給 水 収 益	3,221,640,720	3,561,615,077	6,783,255,797	
(2) その他営業収益	<u>106,610,609</u>	<u>295,032,281</u>	<u>348,915,890</u>	<u>7,132,171,687</u>
2 営 業 費 用				
(1) 配 水 費	1,794,389,426	2,587,287,290	4,381,676,716	
(2) 給 水 費	94,502,469	170,470,162	264,972,631	
(3) 漏 水 防 止 費	16,361,318	38,474,744	54,836,062	
(4) 業 務 費	136,979,579	227,650,126	364,629,705	
(5) 総 係 費	162,278,649	341,975,531	504,254,180	
(6) 減 価 償 却 費	539,867,500	538,285,042	1,078,152,542	
(7) 資 産 減 耗 費	<u>20,695,663</u>	<u>1,847,325</u>	<u>22,542,988</u>	<u>6,671,064,824</u>
営 業 利 益				461,106,863
3 営 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息	6,762,314	16,302,845	23,065,159	
(2) 他 会 計 負 担 金	3,244,000	6,332,000	62,293,000	
(3) 補 償 金	1,586,520	9,297,280	10,883,800	
(4) 長期前受金戻入	0	386,747,314	386,747,314	
(5) 土地物件収益	35,064,547	35,247,418	70,311,965	
(6) 雑 収 益	<u>2,747,720</u>	<u>8,171,275</u>	<u>10,918,995</u>	566,220,233
4 営 業 外 費 用				
(1) 支 払 利 息	50,144,701	47,943,318	98,088,019	
(2) 雑 支 出	<u>83,733</u>	<u>11,026,979</u>	<u>11,110,712</u>	<u>109,198,731</u>
経 常 利 益				916,128,365
5 特 別 利 益				
(1) 過年度損益修正益	<u>10,367</u>	<u>0</u>	<u>10,367</u>	10,367
6 特 別 損 失				
(1) 過年度損益修正損	241,048	4,152,930	4,393,978	
(2) その他特別損失	<u>268,745,370</u>	<u>0</u>	<u>268,745,370</u>	<u>273,139,348</u>
				<u>△ 273,128,981</u>
当 年 度 純 利 益				642,999,384
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				<u>6,280,230,588</u>
当年度未処分利益剰余金				<u>6,923,229,972</u>

平成26年度貸借対照表

(平成27年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,070,849,302	
ロ 建 物	2,258,394,332	
減価償却累計額	<u>△ 840,187,806</u>	1,418,206,526
ハ 構 築 物	38,882,232,521	
減価償却累計額	<u>△ 16,708,059,475</u>	22,174,173,046
ニ 機 械 及 び 装 置	2,569,543,536	
減価償却累計額	<u>△ 1,395,271,773</u>	1,174,271,763
ホ 車 両 運 搬 具	26,709,082	
減価償却累計額	<u>△ 18,609,727</u>	8,099,355
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	415,828,383	
減価償却累計額	<u>△ 325,189,635</u>	90,638,748
ト 建 設 仮 勘 定	<u>78,051,381</u>	
有形固定資産合計		26,014,290,121

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権	<u>913,300</u>	
無形固定資産合計		913,300

(3) 投 資

イ 投資有価証券	299,175,000	
ロ 長期貸付金	24,465,200	
ハ その他投資	<u>2,405,000</u>	
投資合計		<u>326,045,200</u>

固定資産合計 26,341,248,621

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	8,740,145,986	
(2) 未 収 金	1,336,878,004	
貸倒引当金	<u>△ 15,673,972</u>	1,321,204,032
(3) 貯 蔵 品	60,754,468	
(4) 前 払 金	<u>2,997,000</u>	

流動資産合計 10,125,101,486

資 産 合 計 36,466,350,107

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

充てるための企業

2,625,334,015

企業債合計

2,625,334,015

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,030,313,374

ロ 修繕引当金

759,370,0001,789,683,374

固定負債合計

4,415,017,389

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

260,539,826

充てるための企業債

企業債合計

260,539,826

(2) 未 払 金

681,572,632

(3) 預 り 金

92,253,993

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

68,829,481

引当金合計

68,829,481

流動負債合計

1,103,195,932

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

303,457,184

収益化累計額

△ 142,052,937

161,404,247

ロ 寄 付 金

70,000,000

収益化累計額

△ 10,079,998

59,920,002

ハ 工 事 負 担 金

1,804,257,779

収益化累計額

△ 739,501,241

1,064,756,538

ニ 国庫(県)補助金

13,826,800,723

収益化累計額

△ 5,738,378,686

8,088,422,037

ホ 他会計負担金

8,130,556

収益化累計額

0

8,130,556

ヘ 補 償 金

180,417,112

収益化累計額

△ 76,188,692104,228,420

繰延収益合計

9,486,861,800

負債合計

15,005,075,121

資 本 の 部

6 資 本 金		10,792,423,342
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	321,419,706	
ロ 寄 付 金	0	
ハ 工 事 負 担 金	0	
ニ 国庫（県）補助金	1,984,471,045	
ホ 他会計負担金	0	
ヘ 補 償 金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		2,305,890,751
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	1,439,730,921	
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>6,923,229,972</u>	
利益剰余金合計		<u>8,362,960,893</u>
剰 余 金 合 計		<u>10,668,851,644</u>
資 本 合 計		<u>21,461,274,986</u>
負 債 資 本 合 計		<u>36,466,350,107</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財 政 融 資 資 金	2,045,331,721	0	155,601,871	1,889,729,850
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	1,092,100,775	0	95,956,784	996,143,991
計	3,137,432,496	0	251,558,655	2,885,873,841

一時借入金 なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成27年3月31日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	145,034
検針栓数	栓	92,306
総排水量	m ³	34,886,432
有収水量	m ³	34,876,576
有収率	%	99.97

下水道使用料調定・収納状況

平成27年3月31日現在（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
3,530,287,000	3,563,065,151	2,887,370,269	81.04	675,694,882

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	下水道事業収益	5,529,788,000	2,047,581,497	37.03%	3,509,504,488	63.74%	5,557,085,985	100.49%	
	第1項 営業収益	4,025,024,000	1,907,816,505	47.40%	2,150,306,062	53.42%	4,058,122,567	100.82%	
	第2項 営業外収益	1,189,231,000	139,055,371	11.69%	1,043,833,623	87.77%	1,182,888,994	99.47%	
	第3項 特別利益	315,533,000	709,621	0.22%	315,364,803	99.95%	316,074,424	100.17%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	下水道事業費用	4,999,330,000	1,080,806,595	21.62%	3,779,045,643	75.59%	4,859,852,242	97.21%	
	第1項 営業費用	4,428,357,000	789,479,657	17.83%	3,518,828,139	79.46%	4,308,307,796	97.29%	
	第2項 営業外費用	435,240,000	189,777,424	43.60%	245,459,457	56.40%	435,236,881	100.00%	
	第3項 特別損失	117,336,000	101,549,518	86.55%	14,758,047	12.58%	116,307,565	99.12%	
	第4項 予備費	18,397,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本の収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本の収入	2,121,572,536	166,797,589	7.86%	1,519,208,952	71.61%	1,686,006,541	79.47%	
	第1項 企業債	744,200,000	0	0.00%	548,800,000	73.74%	548,800,000	73.74%	
	第2項 補助金	790,466,536	0	0.00%	597,057,796	75.53%	597,057,796	75.53%	
	第3項 他会計負担金	560,317,000	165,682,289	29.57%	372,247,963	66.44%	537,930,252	96.00%	
	第4項 その他資本的収入	26,589,000	1,115,300	4.19%	1,103,191	4.15%	2,218,491	8.34%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本の支出	3,240,403,634	963,069,721	29.72%	1,682,068,745	51.91%	2,645,138,466	81.63%	
	第1項 建設改良費	2,087,559,634	420,755,661	20.16%	1,079,749,799	51.72%	1,500,505,460	71.88%	
	第2項 企業債償還金	1,130,611,000	542,044,060	47.94%	588,566,346	52.06%	1,130,610,406	100.00%	
	第3項 他会計借入金償還金	12,233,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%	
	第4項 投資	5,000,000	270,000	5.40%	1,520,000	30.40%	1,790,000	35.80%	
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成26年度損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益	(上半期)	(下半期)	(年間計)	
(1) 下 水 道 使 用 料	1,567,393,347	1,744,204,488	3,311,597,835	
(2) 雨 水 処 理 負 担 金	202,161,800	236,127,794	438,289,594	
(3) 再 生 水 売 却 収 益	24,180,037	27,025,657	51,205,694	
(4) そ の 他 営 業 収 益	<u>56,500</u>	<u>1,656,400</u>	<u>1,712,900</u>	<u>3,802,806,023</u>
2 営 業 費 用				
(1) 管 渠 費	47,154,006	187,780,972	234,934,978	
(2) ポ ン プ 場 費	13,984,264	23,059,503	37,043,767	
(3) 雨 水 処 理 費	15,692,140	61,757,608	77,449,748	
(4) 排 水 設 備 費	30,744,885	47,776,470	78,521,355	
(5) 業 務 費	600,552,875	1,257,029,135	1,857,582,010	
(6) 総 係 費	34,443,272	126,708,613	161,151,885	
(7) 減 価 償 却 費	850,617,000	847,011,207	1,697,628,207	
(8) 資 産 減 耗 費	<u>0</u>	<u>1,766,041</u>	<u>1,766,041</u>	<u>4,146,077,991</u>
営 業 利 益				△ 343,271,968
3 営 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息	1,005,616	978,374	1,983,990	
(2) 他 会 計 補 助 金	133,867,911	213,287,243	347,155,154	
(3) 他 会 計 負 担 金	1,440,000	2,802,000	4,242,000	
(4) 補 償 金	0	39,644,000	39,644,000	
(5) 補 助 金	0	1,625,440	1,625,440	
(6) 長 期 前 受 金 戻 入	0	784,642,253	784,642,253	
(7) 土 地 物 件 収 益	703,413	228,251	931,664	
(8) 雑 収 益	<u>2,038,413</u>	<u>619,612</u>	<u>2,658,025</u>	<u>1,182,882,526</u>
4 営 業 外 費 用				
(1) 支 払 利 息	189,735,314	183,508,257	373,243,571	
(2) 雑 支 出	<u>42,110</u>	<u>8,429,269</u>	<u>8,471,379</u>	<u>381,714,950</u>
経 常 利 益				457,895,608
5 特 別 利 益				
(1) 過年度損益修正益	675,830	878,342	1,554,172	
(2) その他特別利益	<u>0</u>	<u>314,442,550</u>	<u>314,442,550</u>	<u>315,996,722</u>
6 特 別 損 失				
(1) 過年度損益修正損	320,981	1,466,087	1,787,068	
(2) その他特別損失	<u>101,212,491</u>	<u>13,218,657</u>	<u>114,431,148</u>	<u>116,218,216</u>
当 年 度 純 利 益				657,674,114
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				<u>42,800,563</u>
当年度未処分利益剰余金				<u>700,474,677</u>

平成26年度貸借対照表

(平成27年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,247,621,297	
ロ 建物	176,150,594		
減価償却累計額	△42,254,805	133,895,789	
ハ 構築物	61,679,675,613		
減価償却累計額	△18,543,210,317	43,136,465,296	
ニ 機械及び装置	821,487,319		
減価償却累計額	△271,508,975	549,978,344	
ホ 車両運搬具	5,797,912		
減価償却累計額	△3,071,266	2,726,646	
ヘ 工具、器具及び備品	42,713,072		
減価償却累計額	△26,268,068	16,445,004	
ト 建設仮勘定		216,945,402	
有形固定資産合計			45,304,077,778

(2) 無形固定資産

イ 地上権		1,993,400	
ロ 施設利用権		4,913,486,149	
ハ ソフトウェア		1,775,000	
無形固定資産合計			4,917,254,549

(3) 投資

イ 長期貸付金		3,145,900	
貸倒引当金		△31,900	
ロ その他投資		4,147,000	
投資合計			7,261,000

固定資産合計 50,228,593,327

2 流動資産

(1) 現金預金		1,887,958,501	
(2) 未収金	873,833,529		
貸倒引当金	△3,022,397		
(3) 前払金	119,277,160	990,088,292	
流動資産合計			2,878,046,793
資産合計			53,106,640,120

(単位: 円)

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	14,988,463,004		
企業債合計		14,988,463,004	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	12,232,600		
他会計借入金合計		12,232,600	
(3) 引当金			
イ 退職給与引当金	362,887,789		
ロ 修繕引当金	0		
引当金合計		362,887,789	
固定負債合計			15,363,583,393
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,173,865,014		
企業債合計		1,173,865,014	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	12,232,600		
他会計借入金合計		12,232,600	
(3) 未払金		508,076,168	
(4) 預り金		17,209,295	
(5) 引当金			
イ 賞与等引当金	24,813,510		
引当金合計		24,813,510	
引当金合計			1,736,196,587
流動負債合計			
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	407,200,248		
収益化累計額	△50,569,762	356,630,486	
ロ 国庫(県)補助金	36,453,080,239		
収益化累計額	△14,034,082,201	22,418,998,038	
ハ 他会計負担金	491,389,738		
収益化累計額	0	491,389,738	
繰延収益合計			23,267,018,262
負債合計			40,366,798,242

資 本 の 部

6 資本金			11,925,497,568
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	98,324,364		
ロ 国庫(県)補助金	15,545,269		
資本剰余金合計		113,869,633	
(2) 利益剰余金			
イ 減価積立金	0		
ロ 上半期末処分利益剰余金	700,474,677		
利益剰余金合計		700,474,677	
剰余金合計			814,344,310
資本合計			12,739,841,878
負債資本合計			53,106,640,120

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	5,051,143,142	92,900,000	322,100,760	4,821,942,382
地方公共団体金融機構	7,598,242,683	455,900,000	335,141,505	7,719,001,178
郵貯・簡保管理機構	2,962,876,232	0	208,678,571	2,754,197,661
沖縄県市町村振興資金	121,093,409	0	40,279,823	80,813,586
琉球銀行	878,390,000	0	207,792,000	670,598,000
計	16,611,745,466	548,800,000	1,113,992,659	16,046,552,807

その他借入金

都市再生機構	132,392,958	0	16,617,747	115,775,211
那覇市水道事業会計	36,697,800	0	12,232,600	24,465,200
計	169,090,758	0	28,850,347	140,240,411

一時借入金 なし

那覇市告示第 157 号

平成 27 年 6 月 15 日

平成 27 年（2015 年）5 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		4,463,458	△69,067	4,394,391
	1 介護保険料	4,463,458	△69,067	4,394,391
7 繰入金		3,460,175	69,067	3,529,242
	1 他会計繰入金	3,460,174	69,067	3,529,241
歳 入 合 計		23,396,811	0	23,396,811

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		22,282,734	0	22,282,734
	1 介護サービス等諸費	20,713,467	0	20,713,467
	2 介護予防サービス等諸費	1,541,418	0	1,541,418
	3 その他諸費	27,849	0	27,849
5 地域支援事業費		531,170	0	531,170
	1 介護予防事業費	205,948	0	205,948
	2 包括的支援事業・任意事業費	325,222	0	325,222
歳 出 合 計		23,396,811	0	23,396,811

公 告

那覇市公告第 89 号

平成 27 年 6 月 2 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・4・85号龍潭線

2 施行者の名称 沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
- （2）期間 平成27年6月2日～平成31年3月31日

那覇市公告第 90 号
平成 27 年 6 月 2 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・4・85号龍潭線

2 施行者の名称 沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
- （2）期間 平成27年6月2日～平成31年3月31日

那覇市公告第 91 号
平成 27 年 6 月 2 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 92 号
平成 27 年 6 月 2 日
掲 示 済

農連市場地区防災街区整備事業の事業計画の縦覧について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年 5 月 9 日法律第 49 号）第 157 条第 2 項の規定において準用する同法第 140 条第 2 項及び同法施行令第 25 条の規定に基づき、下記事業に係る図書を 2 週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該防災街区整備事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、沖縄県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項を除きます。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名 称：農連市場地区防災街区整備事業
- 2 図 書：事業計画
- 3 縦覧場所：那覇市都市計画部市街地整備課（那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎9階）
- 4 縦覧期間：平成27年6月3日（水）から平成27年6月16日（火）まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- 5 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第4号
平成27年6月2日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 5, 047人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 84, 111人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 42, 056人 |

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

平成 27 年 6 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 26 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について**○共通事項****(1)収入調定について（注意事項）**

歳入事務において、納付書発行時に調定を行わず、収入後に調定を行っている例があった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに調定をしなければならない旨規定している。

歳入事務に当たっては、同規則を遵守し、適正な事務処理を行なわれたい。

(2)支出負担行為について（注意事項）

契約事務において、支出負担行為の十分な理解がされていない等の理由により契約締結日に決裁を行っていない。

支出負担行為とは、支出の原因となるべき契約その他の行為をいう。そのことにより予算の執行状況の把握を行い、予算が不足しているにもかかわらず請負契約を締結するという誤執行を防ぐことができる。

那覇市予算決算規則第23条別表第1は、支出負担行為として整理する時期は、出来高払いを除き契約締結のときと規定していることから、同規則を遵守し、適正な事務処理を行なわれたい。

(3)備品の管理について（注意事項）

備品管理事務において、購入及び廃棄の際の台帳未登録などにより現物と備品台帳が一致していない。また、台帳の記載項目である「設置場所等」の記載がないもの、備品シールの貼付がないものが散見された。

備品の管理、処分等に当たっては、那覇市物品会計規則第20条（処分）、第23条（管理換え及び所属換え）、第25条（台帳等）等に基づき適切な手続きをされたい。

総 務 部**○総務課****(1)那覇市総合防災訓練資機材搬入業務委託契約について（注意事項）**

防災訓練に必要な資機材の搬入及び撤去作業の業務委託の契約については、訓練で使用する備品及び消耗品の購入について契約書に明記されていない。

契約書に記載のない事項については、相手方に履行請求できない恐れがあることから、契約書には必要事項を明記し、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

平成27年度予算から、業務委託料とは別途で訓練資機材購入のための備品の予算措置をするなどして改善を図り、適切な事務処理に努めているところでございます。

(2)公印の管理について（注意事項）

市長部局における公印については、総務課において新調し、改刻し、廃止すること及び備品台帳整備の一元管理を行い、各課に対しては公印を貸与している。

那覇市物品会計規則第6条第3項は「物品管理者は、その課における備品台帳の台帳管理を行う。」と規定しているが、当該規則に公印貸与に関する規定はない。

適切な公印管理を行うため、公印貸与に関する規定を定めるなど管理手続きの透明性を図られたい。

☐ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、適切な公印管理の観点から那覇市公印規則等の改正も含め検討を行っております。また、同様の公印規則をもつ教育委員会や上下水道局関係部署とも連携し、公印管理の明確化を図ってまいります。

○管財課**真和志庁舎雨水配水ポンプ及び配管取替修繕工事の支払遅延について****（注意事項）**

真和志庁舎雨水配水ポンプ及び配管取替修繕工事は、契約金額 40 万円未満であることから、改正前那覇市契約規則第3条第1項第1号の規定により契約書を省略し、修繕工事を依頼している。当該修繕工事は、平成 26 年 10 月 6 日に完了し、同年 10 月 14 日に請求書を受理しているが、予算執行事務の誤り等により支払日が 12 月 2 日と著しく遅延している。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条は、支払時期を書面で約定していないときは請求書受理後 15 日以内に支払う旨定めている（同法第 14 条で地方公共団体に準用）。

支払事務に当たっては、当該規定に基づき適切な事務処理を行なわれたい。

☐ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、予算執行事務の誤りで支払が遅延することがないよう、支出命令書等の内容チェックを強化し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条に定める事項の周知徹底を図り、当該規定に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

企画財務部**○企画調整課****支出負担行為について（注意事項）**

共通事項(2)を参照（市民意識調査業務委託契約）

☐ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては那覇市予算決算規則等関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底

を図りました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

○情報政策課

備品の管理について（注意事項）

共通事項(3)を参照（現物と備品台帳の不一致）

□ 注意事項に関する措置

指摘を受けて、備品台帳の整備を行い、現物と備品台帳の不一致がないようにしました。今後は、備品の管理・処分に当たっては、適切な手続きを行っていきます。

○行政経営課

指定管理者制度導入による財政効果について（要望事項）

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することにより多様化する住民ニーズを効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としている。

本市においては、平成16年11月に那覇市ぶなかテンプス館に指定管理者制度を導入後、平成26年4月1日現在、那覇市営奥武山球場、那覇市営住宅（19団地）、那覇市パレット市民劇場など69施設に指定管理者制度を導入している。行政経営課によるとその財政効果額は、経営改革の具体的な取り組みを示すアクションプランの第2次期間（平成17～21年度）に約6,300万円、第3次期間（平成22～25年度）に約7,400万円、合計約1億3,700万円となっている。これは、財政の健全化に向けた取り組みの一環として、指定管理者制度の導入を積極的に推し進めてきた結果である。

今後とも、市民サービスの更なる向上及び経費の節減を図るために指定管理者制度の推進に取り組まれない。

□ 要望事項に関する措置

今後も「指定管理者制度に関する運用指針」に則り、制度の推進に取り組んでまいります。

○資産税課

支出負担行為について（注意事項）

共通事項(2)を参照（平成26年度地籍調査データ整備業務委託契約）

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

福 祉 部**○福祉政策課****(1)支出負担行為について（注意事項）**

共通事項(2)を参照（愛楽園激励訪問芸能公演業務委託契約）

☐ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

(2)那覇市総合福祉センター駐車場の目的外使用料について（注意事項）

那覇市総合福祉センター駐車場の一部について、当該施設の指定管理者である那覇市社会福祉協議会の障がいのある職員に対し、近隣駐車場からの出勤が困難であること、業務で当該職員の車を使用するとの理由から行政財産目的外使用を許可し使用料を徴収している。

使用料の算定は、那覇市行政財産使用料条例第3条の3（職員駐車のための土地の使用料）を準用しているが、同条例第3条第1項第1号（使用料の額）に基づくことが適正である。

使用料の徴収に当たっては、根拠を明確にし、適正な事務処理を行なわれたい。

☐ 注意事項に関する措置

当該福祉センター駐車場の目的外利用許可に係る使用料については、ご指摘の内容のとおり、那覇市行政財産使用料条例第3条第1項第1号に基づく利用料を設定し徴収することといたします。

○ちゃーがんじゅう課**福祉バス運行事業の前金払いについて（注意事項）**

福祉バス運行事業は、那覇市シルバー人材センターに委託し、業務執行に支障をきたすこと、委託料が確定しているとして、委託料 645 万 4,000 円を前金払いとし精算を行っていない。

本事業の委託料は、人件費、修繕費、車両燃料費等であり、運行日数等によって変動することから前金払いすることは適切ではない。

適切な支出となるよう、精算を伴う概算払い等の支払い方法について改められたい。

☐ 注意事項に関する措置

福祉バス運行事業の那覇市シルバー人材センターへの委託契約については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）」により、請負事業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであることとされており、委託契約金の使途については、事業を請け負ったシルバー人材センターに

一任してきたが、当初見積額に変動がある費目を含むため、精算を伴う概算払いへの移行を検討します。

○障がい福祉課

備品の管理について（注意事項）

共通事項(3)を参照（現物と備品台帳の不一致、設置場所の記載漏れ）

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、平成27年3月31日までに既存備品と備品台帳の照合を行い、備品シールの貼付を行いました。今後は、那覇市物品会計規則に基づき適切に備品管理事務を行ってまいります。

○保護管理課

収入調定について（注意事項）

共通事項(1)を参照（返還徴収金督促手数料）

□ 注意事項に関する措置

保護費の返還徴収金督促状を発送する際の督促手数料の収入調定について、収入後に調定を行なっておりました。

平成27年度からは那覇市会計規則第20条第1項に基づき、督促状発送時に調定を行ない適正な事務処理を行っています。

健 康 部

○国民健康保険課

(1)備品の管理について（注意事項）

共通事項(3)を参照（現物と備品台帳の不一致）

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を受け、全備品について確認し漏れのあった備品について、直ちにシールを貼付しました。今後は確認作業を適切に行い、備品管理に努めます。

(2)国民健康保険事業特別会計の累積赤字解消について（要望事項）

国民健康保険事業特別会計の平成25年度決算は50億5,610万円の累積赤字となっており、平成26年度においても同規模の赤字が見込まれている。

本県における赤字の特殊要因は、「前期高齢者財政調整制度」における交付金の算定方法が沖縄戦の影響で本県市町村国保に非常に不利に働いていることによるものであり、国に対する財政支援の要請行動を平成26年8月、10月及び翌年1月に

わたり行っている。

累積赤字解消に向けた取組み強化策として、国に対する財政支援の要請を引き続き実施されたい。

なお、医療費の適正化及び自主財源の確保に向けた一層の徴収強化に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

国に対する財政支援の要請は、今後も引き続き関係機関と連携を密にして再要請などを行い、累積赤字解消に向けて取組みます。

また、レセプト点検・調査を確実に実施し、医療費適正化を積極的に図るとともに、滞納者への早期接触、電話督促の着実な実施、差押え等の滞納処分を強化し、自主財源の確保に向け徴収強化に取り組めます。

○特定健診課

特定健康診査の受診率の向上について（要望事項）

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者（40 歳～74 歳）を対象に国が示す平成 29 年度受診率 60%を目標に実施している。本市の受診率は、平成 25 年度目標値 41%に対し実績 35.6%、平成 26 年度目標値 46%を掲げているが、達成は厳しい状況である。

受診率向上のため、自治会や民生委員による未受診者戸別訪問や電話等による受診勧奨、庁舎内等でのまちかど健診の実施など様々な取組みを行っている。

年度ごとの目標値を達成できるよう広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後もより多くの方の受診につながるよう、引き続き職員や自治会・民生委員等による未受診者戸別訪問、電話・はがきによる受診勧奨、庁舎や申告会場に来たついでに受けられるまちかど健診を実施する予定です。また、平成 27 年度からは地域へ出向いてのまちかど健診の実施も検討しており、受診意欲の喚起につながる広報事業や学習会等の啓発事業も継続的に実施することでさらなる受診率の向上に取り組んでまいります。

（保健所）

○健康増進課

(1)支出負担行為について（注意事項）

共通事項(2)を参照（那覇市古波蔵ふれあい館機械警備業務委託契約変更契約）

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、那覇市予算決算規則を職員に周知し、今後は、当該規則に従い注意を払って適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 予防接種業務委託契約について（注意事項）

予防接種業務委託の契約事務は、契約相手方を特定しないまま一括して起案し、決裁を行っている。また、各医療機関との実際の契約はいずれも契約期間の始期から1ヶ月以上経過して締結していることから、契約書に遡及条項を定めて契約の始期をさかのぼっている。

契約事務は、契約相手方を特定して起案、決裁を行うものである。また、地方自治法第234条第5項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定しており、遡及条項を定めた場合でも契約が確定する以前は相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

平成27年度より、契約の際には医師会会員医療機関及び個別医療機関の名簿を添付し、契約相手方が特定できるよう事務改善しました。

また、その他毎年契約締結を行っている医療機関へ、次年度も引き続き契約を希望するかを事前に確認し、ほぼすべての医療機関と遡及条項を設けず契約締結しています。

しかし、市民が契約を締結していない医療機関で接種をしてしまった際、医療機関が被接種者から実費徴収することが困難な状況が考えられることがあります。よって、遡及条項はこのようにやむを得ず遡及して契約を行う必要がある場合のみとし、原則としては、ご指摘のとおり、医療機関には遡及条項を設けず、契約締結後に接種を行うように周知し、適切な事務処理をすることを心がけます。

○ 地域保健課**(1) 妊婦健康診査業務委託等契約について（注意事項）**

妊婦健康診査業務委託契約、3歳児精密健康診査業務委託契約及び2歳児歯科健康診査業務委託の契約事務は、各医療機関との契約はいずれも契約期間の始期から1ヶ月以上経過して締結していることから、契約書に遡及条項を定めて契約の始期をさかのぼっている。

地方自治法第234条第5項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定している。遡及条項を定めた場合でも契約が成立確定する以前は相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

妊婦健康診査業務委託契約、3歳児精密健康診査業務委託契約及び2歳児歯科健康診査業務委託契約については、委託契約開始日に契約締結できるように、各医療機関へ事前に周知するとともに、契約締結に向けて事務改善に努めます。

(2) 乳児健康診査業務委託の契約方法について（注意事項）

乳児健康診査事業は、前期（3ヶ月～6ヶ月）及び後期（9ヶ月～11ヶ月）の乳児を対象に健康診査を行う事業である。当該健康診査業務は、一部委託を行い毎日曜日に実施しており、当該業務に従事する保健師等市職員の休日勤務については、公務と位置づけず受託者から報酬費等として支払っている。

保健師等市職員は、営利を目的とする私企業等の従事制限に関する「営利企業等従事許可申請」の手続きは行っているものの、このような勤務のあり方は適切でないことから見直されたい。

☐ 注意事項に関する措置

乳児健康診査業務委託においては、現在の委託先が保健師等多くの専門職の全数を確保する事が困難な状況があり、課題となっています。

今後も引き続き、現委託先へ乳児健康診査業務のあり方および保健師等多くの専門職の全数確保について、調整していきます。

こどもみらい部**〇こどもみらい課****認可外保育施設絵本読み聞かせ実施事業について（要望事項）**

認可外保育施設絵本読み聞かせ実施事業は、認可外保育施設において、絵本の読み聞かせ研修により保育の質の向上を図り、絵本から得る児童の情緒の安定、言語を育むことを目的とした沖縄振興特別推進交付金事業である。

事業は、認可外保育施設 90 ヶ所に対し絵本 4,352 冊を配付し、公立保育所の所長、副所長等が読み聞かせを実施するというものである。事業の見直しや受託業者の選定に時間を要したため、絵本の調達にかかる業務委託契約が、年度末の平成 27 年 2 月 4 日となった。

事業の実施に当たっては、年度当初に的確な事業計画を策定し、事業成果が得られるよう努められたい。

☐ 要望事項に関する措置

平成 26 年度の絵本等読み聞かせ研修会においては、これまでの集合研修から各施設を訪問しての個別研修へ組み替えました。今年度はすでに実施スケジュール等の事業計画策定に取り組んでおり、一層成果が上がるよう早めの実施に努めております。

〇子育て応援課**収入調定について（注意事項）**

共通事項(1)を参照（児童手当滞納繰越分返還金）

☐ 注意事項に関する措置

歳入事務に当たっては、那覇市会計規則第 20 条第 1 項を遵守し、法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査し、内容を確認後は直ちに調定を行うよう、事務対応を修正しました。

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第1号

平成27年6月15日

那覇市福祉事務所事務専決規程（平成25年福祉事務所長訓令第1号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市福祉事務所長 新 里 博 一

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程（平成25年那覇市福祉事務所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） こどもみらい部長の専決事項 （1）こどもみらい部の所掌する事務（こども政策課長及びこどもみらい課長の専決事項とされている事務を除く。）に関する事 こと。 <u>こどもみらい課長の専決事項</u> <u>（1）規則第3条第2項に規定する保育及びその他の適切な保護の実施に関する事</u> <u>こと。</u>	別表（第2条関係） こどもみらい部長の専決事項 （1）こどもみらい部の所掌する事務（こども政策課長の専決事項とされている事務を除く。）に関する事 こと。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の那覇市福祉事務所事務専決規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

正 誤

○那覇市公報第 1636 号の正誤

2015（平成 27）年 1 月 15 日付け那覇市公報第 1636 号に登載された那覇市告示第 417 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1699	上から 9 行目	別図のとおり（那覇市古波蔵 4 丁目 11 番 1 号地内）	別図のとおり（那覇市古波蔵四丁目 113 番 2 地内及び四丁目 121 番 1 地内）
1700	別 図	別 図	那覇市公報第 1646 号 730 ページ 別図

